

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券

該当なし

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

##### ③ 出資金

##### ア 市場価格のあるもの

該当なし

##### イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

##### ③ リース資産

##### ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

##### イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 投資損失引当金

該当なし

##### ② 徴収不能引当金

長期延滞債権及び未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能

性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

(5) その他重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

(3) その他主要な偶発債務

該当なし

5 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 対象範囲

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計及び土地取得特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

該当なし

(3) 出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 表示金額単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.8%	—

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越事業に係る将来の支出予定額 1,241 千円（一般会計）

(8) 過年度修正等に関する事項

該当なし

(9) その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

該当なし

6 追加情報（貸借対照表に係るもの）

(1) 基準変更による影響額等

総務省方式改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

① 財務書類の対象となる会計の変更

該当なし

② 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額（開始貸借対照表）

総務省方式改訂モデル： 53,820,524 千円

統一的な基準： 46,303,619 千円

影響額： △7,516,905 千円

(2) 売却可能資産

範囲

売却可能資産の範囲は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として予算措置がされている公共資産としています。

該当なし

(3) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当なし

(4) 基金借入金（繰替運用）の内容

該当なし

(5) 地方交付税措置のある地方債

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 19,584,354 千円

(6) 将来負担に関する情報

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 11,335,937 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,496,142 千円

将来負担額 28,044,017 千円

充当可能基金額 4,576,100 千円

特定財源見込額 5,288,412 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 19,584,354 千円

(7) 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
25,272 千円

(8) 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報

該当なし

(9) PFI 事業に係る資産の金額

該当なし

7 追加情報（行政コスト計算書に係るもの）

(1) 基準変更による影響額の内訳

該当なし

8 追加情報（純資産変動計算書に係るもの）

(1) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

9 追加情報（資金収支計算書に係るもの）

(1) 基礎的財政収支 767,260 千円

(2) 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	20,176,270 千円	19,734,736 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	56,804 千円	56,804 千円
前年度末資金残高	510,996 千円	—
資金収支計算書	19,670,434 千円	19,739,896 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得特別会計）の分だけ相違します。（うち 51,644 千円については、対象範囲が「一般会計等」となることに伴う相殺処理分）

(3) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,065,644 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	241,075 千円
未収債権額の増加（減少）	△48,756 千円
未払債務額の増加（減少）	— 千円
...	
その他流動資産の増加（減少）	— 千円
その他流動負債の増加（減少）	— 千円
減価償却費	△911,537 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△12,863 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	136,167 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	164 千円
資産除売却益（損）	△22,429 千円
出資金の減	△86 千円

純資産変動計算書の本年度差額 1,447,379 千円

(4) 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 4,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 該当なし

(5) 重要な非資金取引

該当なし